

改正前	改正後	備考
<p>附属書1「審査申請する規格基準類の要件」</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 当該規格の制改訂に関する委員のバランス 当該規格の制改訂に関する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が1/3を超えていないこと。</p> <p>1) 関連する製品の生産者又はサービスの提供者 2) 製品又はサービスのユーザー 3) 一般的な利害関係者</p> <p>4. ～ 5. (略)</p> <p>6. コンセンサスに対するエビデンス 規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。 ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。</p> <p>7. 不服の申し立て 規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為又は不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。</p> <p>8. (略)</p> <p>9. 規格の維持管理責任 規格の改定見直しが少なくとも5年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続できること。</p>	<p>附属書1「審査申請する規格基準類の要件」</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 当該規格の制改定に関する委員のバランス 当該規格の制改定に関する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が1/3を超えていないこと。</p> <p>1) 関連する製品の生産者又はサービスの提供者 2) 製品又はサービスのユーザー 3) 一般的な利害関係者</p> <p>4. ～ 5. (略)</p> <p>6. コンセンサスに対するエビデンス 規格の制改定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。 ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。</p> <p>7. 不服の申し立て 規格の制改定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為又は不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。</p> <p>8. (略)</p> <p>9. 規格の維持管理責任 規格の見直しが少なくとも5年に一度実施され、今後もその見直しが継続できること。 <u>また、保安検査の方法として改正版が承認されるにあたり、過去に承認された旧版の有効期限をあらかじめ明確に定めていること。</u></p>	<p>3. 規則第1条ほかの規定する民間規格団体が行う規格の制改定プロセスを評価する趣旨であるため、当該規定に併せて、改訂を改定に修正する。</p> <p>6. 策定は制改定に包含されるものとして、修正する。</p> <p>7. 策定は制改定に包含されるものとして、修正する。</p> <p>9. ①”改定”の削除 規則第28条に規定する規格の見直しは、改正、廃止、確認と定義していることから、改定を削除する。 ②”旧版の有効期限”に関する追記 第6回委員会にて審議したとおり、改正版が承認された後も旧版が有効となる期間(経過措置として承認した民間規格リストに掲載される期限)を申請者に明示させるため、規格の維持管理に関する規定として追記するもの。</p>
<p>参考. 民間規格評価機関の要件(※)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 要件 (1) (略) (2) (略) (3) 組織 ①～⑦(略)</p> <p>⑧ 民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。</p> <p>⑨ 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。</p> <p>(4) 評価業務管理 ①～③(略)</p> <p>④ 民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>参考. 民間規格評価機関の要件(※)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 要件 (1) (略) (2) (略) (3) 組織 ①～⑦(略)</p> <p>⑧ 民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。</p> <p>⑨ 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。</p> <p>(4) 評価業務管理 ①～③(略)</p> <p>④ 民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(3) ⑧ 不要な空白を削除する。</p> <p>(3) ⑨ 不要な空白を削除する。</p> <p>(4) ④ 不要な空白を削除する。</p>